

佐賀中部保健福祉事務所のご案内

佐賀中部保健福祉事務所では、ことばや発達に関する相談等を行っています。



ことばの相談

ことばが遅い、発音がうまくできないなど、ことばに関する個別相談を行っています。

就学前のお子さんとその保護者が対象です。

開催日：原則毎月 第2火曜日

時間：14:00~17:00 ※予約制

療育相談

内股、外股、扁平足などで転びやすい、うまく走れないなど、整形外科に関する診察を行っています。

開催日：5/15、9/18、1/15（金曜日）

時間：15:30~ ※予約制

ことば学び教室

ことばが遅い、発音がうまくできないなど、ことばを伸ばす関わり方や訓練について言語聴覚士がお話する教室です。

開催日：原則奇数月 第1火曜日

時間：14:00~15:30 ※予約制

託児を希望される方は早めにご相談ください。

不妊・不育相談

(不妊・不育専門相談センター)

不妊専門医師、生殖心理カウンセラーによる面接相談(予約制)、保健師による相談を行っています。

面接相談：原則毎月 第3水曜日 午後

TEL：0952-33-2298 ※予約制

(不妊・不育専門相談センター)



病気や障害を持つ子どもさんと保護者の交流会を開催しています

*** にこにこ広場 ***

口唇口蓋裂のあるお子さんと保護者のつどいを行っています。

*** 小児慢性特定疾病のつどい ***

小児慢性特定疾病をお持ちのお子さんと保護者の方を対象に、講演会や交流会を開催しています。

*** おひさまの会 ***

難聴のあるお子さん（乳幼児から小学生）と保護者のつどいを行っています。

*** HTLV-1 相談窓口 ***

妊婦健診などでHTLV-1抗体検査が陽性だった方の相談・家庭訪問を行っています。

ご予約・お問い合わせ

佐賀中部保健福祉事務所

福祉支援課 母子保健福祉担当

住所：佐賀市八丁畷町1-20

TEL：0952-30-2183



日程が変更になる場合があります。事前に連絡をお願いします。



レスパイト訪問看護事業



病気の子どもさんのケアをされている家族が、ホッと一息できるように看護師を自宅に派遣し、一時的に家族が行うケアを代行する支援です。

対象者：以下の①から④のすべてに該当する子どもさんを介護されているご家族

- ①佐賀県にお住まいで、小児慢性特定疾病医療（小慢）受給者証を持っている
- ②自宅で人工呼吸器を装着、または小慢の重症患者認定を受け、医療機器を装着している
- ③自宅で訪問看護を受けている
- ④病状が安定しており、レスパイト訪問看護の利用について主治医の許可が得られる

サービス内容

在宅で看護師による小慢児童等の医療的ケアと見守りを行います。

通常の医療保険による訪問看護の利用と異なり、入浴や外出を伴う介護など訪問看護師を複数要する行為等を行いません。

このサービスは、看護師が訪問している間、ご家族は自宅にいても、外出しても利用できます。

ご家族の休息や受診、きょうだい児のかかわりの時間等にご利用ください。

利用について

- ①利用期間：利用決定後から
当該年度の3月31日まで
- ②利用時間：上記①期間内で48時間まで
1回の利用時間は1時間単位で最大4時間まで。
定期的な訪問看護の利用時間につなげて利用することもできます。
利用日時については、訪問看護師と調整してください。

利用料金

サービス利用時に直接、訪問看護師にお支払いください。

小慢医療受給者証の
自己負担額の区分による料金



訪問看護師の
交通費（往復）

小慢医療受給者証の所得区分	自己負担額
生活保護世帯	0円/時間
人工呼吸器装着患者 低所得Ⅰ・Ⅱ	100円/時間
一般所得Ⅰ・Ⅱ、上位所得	250円/時間

例えば

- 休憩・お昼寝
 - 受診・健診
 - きょうだい児の行事
 - 買い物
 - 美容室
- などでお使いください。

佐賀県子育て応援キャラクター
さがっぴい

